

こども大綱と 子ども・若者未来応援 プランの比較

政策（ビジョン）

こども大綱

こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

入間市子ども・若者未来応援プラン

基本理念

すべての家庭が安心して子育てができ、
すべての子ども・若者が健やかに心豊かに育つまち いるま

ビジョンの具体化

こども大綱

- 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

入間市子ども・若者未来応援プラン

- 全ての家庭において、子育ての第一義的責任を持つ保護者が、必要な支援を受け、子どもを生き育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てができること
- 全ての子ども・若者が、ひとりの人間としてその意見が尊重され、健康的で伸びやかに、心豊かに学び育つことができる環境があること
- それらをまちぐるみで支援すること

こども施策

こども基本法（第2条）

次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策

- 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども施策

こども大綱

こども施策の基本理念（こども基本法第3条）

- 差別の禁止
- 生命、生存及び発達に対する権利
- 児童の意見の尊重
- 児童の最善の利益
- こどもの養育環境の確保
- 子育ての社会環境の整備

1つ目～4つ目は「児童の権利に関する条約」の4原則を踏まえている。

こども施策

こども大綱

こども施策の基本的な方針

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

これらの基本方針等に基づいて、ライフステージごと、ライフステージを通じた重要事項に取り組んでいく。具体的な内容については、「こどもまんなか実行計画」に取りまとめる。

こども施策

入間市子ども・若者未来応援プラン

基本目標

- 子どもの権利を守るために
- 幼児教育・保育を充実させるために ----- 子ども・子育て支援事業計画
- 地域で子育て・子育てを支援するために ----- 子ども・子育て支援事業計画
放課後子ども総合プラン行動計画
- 若者が自分らしく自立し、躍動できるために ----- 子ども・若者育成支援計画
- 生まれ育った環境に左右されないために ----- 子どもの貧困対策計画
母子父子自立促進計画
- 親子の健康を増進するために ----- 母子保健計画

施策を横断する事項

こども大綱

ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

入間市子ども・若者未来応援プラン

基本方針

- 子どもの権利を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます
- 子どもを生き育てる喜びと楽しさを感じられる環境をつくりまします
- 子ども・若者の育ちと子育てを、地域ぐるみで支援します
- 未来をつくる子ども・若者の生きる力を応援します

こどもまんなか実行計画

こども大綱との関係性

こども大綱

こども施策の基本方針等を定める
5年後を目途に見直し

具体化

こどもまんなか実行計画

こども大綱に基づき具体的に実施する
施策を取りまとめる
毎年6月、点検・評価し、改定

こども計画

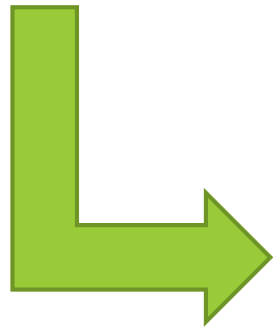
計画期間は令和7年度～11年度
本市のこども施策のビジョン、方向性を定める

こども大綱やこどもまんなか実行計画を踏まえて、こども計画としての数値目標の点検・評価

こども計画に期待されるもの

こども大綱

- こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと
- 住民にとって一層わかりやすいものとする



- 切れ目のない支援／関係部局での推進体制を全面に
- こども施策の分類と同様に
- 包含する計画ごとに

上記を例として施策の体系を改めて検討する必要がある

【次期子ども・若者未来応援プラン（こども計画）策定スケジュール（予定）】

項目・課題	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和7年度
事務局スケジュール		実施計画	6月議会			9月議会	R7予算計上		12月議会		2月議会		
こども計画				こどもの意見聴取WS		計画素案作成（コンサル）		庁内パブコメ		1/31 県への変更協議書提出期限			
児童福祉審議会	4/26	5/17 諮問策定方針国ガイドライン調査結果（速報）	6/21 R5点検評価調査結果（正式版）	7/19 計画骨子案		9/20 計画素案	10/18 計画素案			1/17 答申パブコメ（報告） 県への協議		3/7	
子ども・若者未来応援プラン策定委員会	調査結果（速報）	5/8, 5/22 骨子案検討	6/26 骨子案		8/19 素案検討		10/2 素案意見聴取			パブコメ（報告）			
国の動き	自治体こども計画策定ガイドライン（3月）		こどもまんなか実行計画の決定										